

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業

(うち、シェアード・セイビングス・エスコ事業)

平成 25 年度公募要領

平成 25 年 6 月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成 25 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）により、小規模地方公共団体()対策技術率先導入補助事業を行うこととしています。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として内示された場合には、交付要綱及び実施要領に従って交付申請手続き等を行っていただくことになります。

小規模地方公共団体

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市及びこれらが加入する特別地方公共団体以外の地方公共団体

公募要領目次(小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業)

1. 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象
3. 補助事業者及び補助事業の年数
4. 内示について
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募の方法について

補助事業における留意事項等について(必ずお読みください。)

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

補助事業における利益等排除について

小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業(うち、シェアード・セイビングス・エスコ事業)について

1. 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業の目的と性格

地方公共団体が率先的な対策技術を導入し、先行事例を示すための事業です。

・小規模な地方公共団体が所有する業務用施設に、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第20条の3の規定に基づき策定した地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画(新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。以下「実行計画」という。)に従い、シェアード・セイビングス契約によるESCO事業(以下「シェアードESCO事業」という。)を用いて行う省エネ設備導入について支援します。これを通じて、小規模地方公共団体が先進的かつ模範的な先行事例を示すことにより、業務部門における温暖化対策の効果的な波及を促進することを目的とします。

建物に導入した再生可能エネルギー・省エネルギー設備をエスコ事業者が所有し、その建物の所有者は省エネルギー効果に応じた支払いを行う手法。

事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素排出量が確実に削減されることが重要です。

・上記目的から、本事業においては、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。そのため、応募及び交付申請においては、エネルギー起源二酸化炭素の削減について算出過程も含む削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。

本補助金の執行は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定によります。

・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。)の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただくこととします。万が一、これら規定が守られず、地方環境事務所長の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還命令などの措置をとることがありますので、この点について十分ご理解いただいた後、応募してください。(詳細はP8「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。)

- ・事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（エネルギー起源二酸化炭素削減量の把握等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・補助事業で整備した財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合は、あらかじめ地方環境事務所長に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、地方環境事務所長より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消や補助金返還命令の措置を講じることもあります。

2. 公募する事業の対象

実行計画を策定している小規模地方公共団体において、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減を実現するため、実行計画に従って、シェアード ESCO 事業を用いて、高い水準でのエネルギー起源二酸化炭素削減を実現する対策モデルを提示する事業を対象とします。

3. 補助事業者及び補助事業の年数

(1) 応募（内示後は補助金の交付申請）できる者（補助事業者）は、小規模地方公共団体の施設に対しシェアード ESCO 事業を行う民間事業者です。応募にあたっては、地方公共団体との連名によるものとし、地方公共団体より提出してください。交付申請の時も同じです。

(2) 補助の年数

原則として単年度とします。

（平成26年3月31日までに終了する必要があります。）

4. 内示について

事業の内示においては以下の項目を総合的に評価し、モデル性の高い提案を評価することとします。

エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する再生可能エネルギー・省エネルギーに係る設備を、小規模地方公共団体の施設にシェアード ESCO 事業により整備する事業であって、以下に合致するもの。

先進的な既存設備の改修の場合は、改修前と比較して、また、施設への新規導入の場合は一般的な技術と比較して、事業全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が10%以上であること。

実行計画に基づき設備導入を行うものであること。

経済性・効率性（費用対効果や費用対便益など）が高く、小規模地方公共団体の施設におけるシェアード ESCO 事業を用いたエネルギー起源二酸化炭素削減対策のモデルとなりうる事業であること。

同種の施設への水平展開が可能であるなどの波及効果の可能性のある対策技術を導入するものであること。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い、予算の範囲内で上記 ～ の点で優れた提案のものから補助事業者に内示します。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（別紙参照）。

< 経費の区分 >

事業を行うために必要な本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

(2) 交付額

以下算出方法に基づき算出した額もしくは1億円のうち、いずれか小さい方を上限とします。

事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。なお、事業の補助対象経費の内容については別紙を参照すること。

補助対象経費から事業による光熱費の削減見込みを考慮するため、当該設備による年間の光熱費削減見込額を2倍した額を対象経費から引いた額を控除した額を算出し、及び により算出された額とそれぞれ比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(3) 維持管理

導入した設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が行われるものであること。

(4) エネルギー起源二酸化炭素の削減量の把握

事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の削減量の把握を行うこと。

また、地方環境事務所長の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5)事業報告書について

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度末まで、及びその後の3年間の期間について、事業の概要及び事業による温室効果ガスの削減量、事業による効果、影響等を毎年とりまとめた事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに地方環境事務所長に提出するものとします。

6. 応募の方法について

(1)応募方法

提出方法

応募様式ファイルを保存したCD-Rを1部と、打ち出したものを1部同封の上、送付して下さい。

送付先：各地方環境事務所（別紙「問い合わせ先一覧」参照）

あて先は「環境省 地方環境事務所 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業担当」として下さい。

封筒等の表に、必ず、赤字で「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業応募書類在中」と記して下さい。

ファイルの作成・保存に関する注意

ファイル名は「申請者名（会社名、団体名）」としてください。

応募書類一式を、ダウンロードしたアプリケーションで作成して下さい。ダウンロード時に一つのファイルとなっている応募書類を複数のファイルに分割した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、オフィス2010以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。

ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードしたExcelの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい。

提出いただいたファイル等は、返還しません。

(2)公募期間

平成25年6月25日(火)～平成25年7月25日(木)必着

応募状況等に応じ、予算の配分が可能な場合には、追加公募を行います。

(3) 応募に必要な書類

【別紙1】小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業整備計画書 Excel(.xls)形式

【別添】小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業 CO₂ 削減計画概要
Excel(.xls)形式

【別紙2】小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業に要する経費内訳
Excel(.xls)形式

(4) 応募内容のヒアリング時期及び場所

時期：応募書類が提出された後、必要に応じ順次実施します。

場所：各地方環境事務所

補助事業における留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、適化法及び適化法施行令の規定によるほか、この補助金の交付要綱及び実施要領に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止命令、補助金返還命令などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により内示された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います）。その際、補助金の対象となる経費は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

なお、交付申請時に消費税等相当額が明らかな場合には、これを減額して交付額を算出してください。

(2) 交付決定

地方環境事務所長は、提出された交付申請書の内容について、以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は地方環境事務所長からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります（工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は地方環境事務所長の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(4)その他

補助対象経費の詳細は別紙の内容を予定しています。また、上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

3. 補助金の経理等について

(1)補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2)実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

地方環境事務所長は、事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします（「補助事業における利益等排除について」参照）。

(3)補助金の支払い

補助事業者は、地方環境事務所長から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後、地方環境事務所長から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4)取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整

備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5)その他

上記の他、必要な事項は交付要綱に定めますので、これを参照してください。

別紙

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して、事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容
		現場管理費	<p>技術管理に要する費用、 交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
		機械器具費	<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
		測量及試験費	<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 目	4 内 容												
			<p>事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 542 533 591">号</th> <th data-bbox="539 542 1212 591">区 分</th> <th data-bbox="1219 542 1420 591">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 600 533 689">1</td> <td data-bbox="539 600 1212 689">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1219 600 1420 689">6 . 5 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 698 533 788">2</td> <td data-bbox="539 698 1212 788">5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1219 698 1420 788">5 . 5 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 797 533 887">3</td> <td data-bbox="539 797 1212 887">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1219 797 1420 887">4 . 5 %</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %	2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6 . 5 %													
2	5,000万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5 . 5 %													
3	1 億円を超える金額に対して	4 . 5 %													

別表

1区分	2費目	3細目	4細分	5内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいう。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。